コンプライアンス（法令等遵守）

コンプライアンスとは、日常業務を遂行していく上で関わってくる数多くの法令やルールおよび社会的規範等を遵守することをいいます。
金融機関の社会的責任や企業倫理のあり方が厳しく問われている現在、当金庫が地域金融機関として地域社会からの信頼を得て自らに課せられた公共的使命を遂行していくために、
コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、健全経営の実践に努めています。

基本方針

役職員が社会的責任と公共的使命を自覚し、法令等を遵守して責任ある健全かつ公正な金庫経営を行うことを目的として、法令等遵守方針を制定しコンプライアンスの徹底に努めています。

運営体制

役職員が日常の業務運営においてコンプライアンスを実践するため、法令等遵守にかかる組織体制、役割、責任等について定め、コンプライアンス統括部署としてコンプライアンス部を設置しています。

また、最低限守らなくてはならない法令やルールを「だいしん心得」、「コンプライアンス・マニュアル」としてまとめ、役職員全員の必携とし、内容の周知徹底を図っています。

さらに、本部各部・各営業店にコンプライアンス責任者ならびにコンプライアンス担当者を配置し、コンプライアンスに関する教育や指導、各組織における日常のコンプライアンス状況のチェックができる体制を構築しています。

活動状況

毎年度コンプライアンス・プログラムを作成し、定期的に勉強会を実施するなどコンプライアンスに関する事項の周知徹底を図っています。

さらに、本部から各営業店に対してコンプライアンスに関する定期的な「臨店検査」を実施して、適切な指導を行うとともに、コンプライアンス部が本部各部・各営業店から毎月のコンプライアンスに関する研修やコンプライアンス・プログラムの実施状況についての報告を受け、適時に活動状況のチェックを行っています。

公益通報制度について

当金庫は、コンプライアンス経営を強化するため、「公益通報者保護法」に基づき、組織的または個人的な法令違反行為等の通報・相談窓口として「だいしんヘルプライン」を弁護士事務所ならびにコンプライアンス部に設置し、公益通報に関する規程、取扱、通報処理の仕組み等を整備しています。

だいしん ヘルプライン　弁護士事務所 米田総合法律事務所　大阪信用金庫 コンプライアンス部
「だいしんヘルプライン」はホームページからご利用できます。

当金庫の勧誘方針について

当金庫は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることといたします。

■ 金融商品に係る勧誘方針

❶当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
❷金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
❸当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
❹当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
❺当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の『企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定および加入者等に対する提示の業務』および『個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更』に関しても本勧誘方針を準用いたします。
❻金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

個人情報の保護について

当金庫は、個人情報に関する基本方針（プライバシーポリシー）をホームページで公表するとともに、個人情報取扱事業者として「個人情報の保護に関する法律」およびその他の関連法令等に基づき、個人情報の保護に努めています。

また、毎月本部各部において、個人情報の管理状況について、チェックリストに基づく検査を実施し、適切な管理態勢の維持に努めています。

個人情報保護に関する ご相談窓口　大阪信用金庫 業務部　フリーダイヤル 0120-880-568
受付時間　月～金　9:00～17:00（土日祝日を除く）

コンプライアンス（法令等遵守）

コンプライアンス態勢図（2024年4月22日現在）

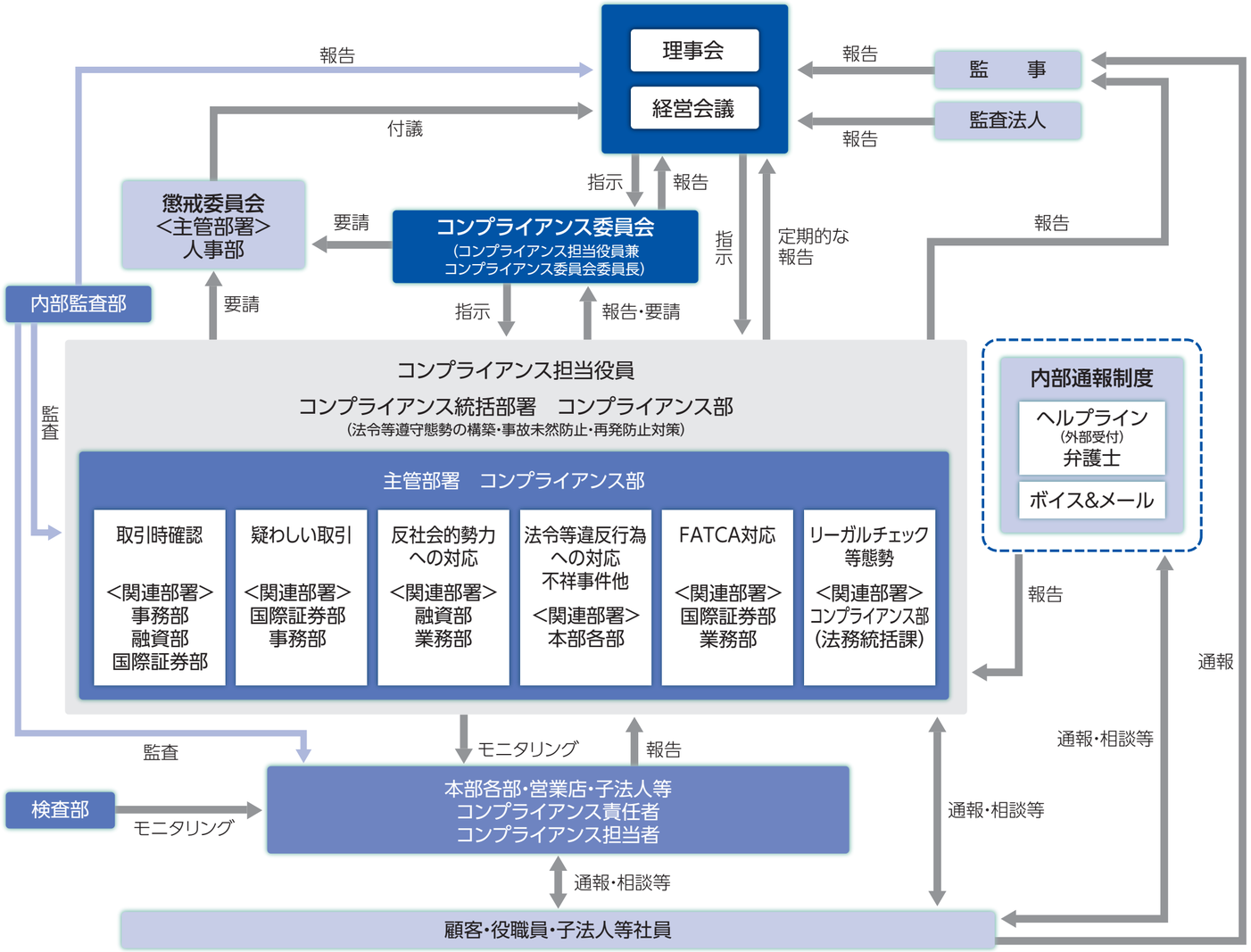

大阪信用金庫の反社会的勢力に対する対応

大阪信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、「反社会的勢力に対する宣誓書」を定め、これを遵守することを宣誓します。

また、当金庫は2010年4月1日以降、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を踏まえ、普通預金取引をはじめとする各種預金規定や、融資取引における「信用金庫取引約定書」、「金銭消費貸借契約証書」等の規定等に暴力団等の反社会的勢力を排除する旨の条項（暴力団排除条項）を導入しました。
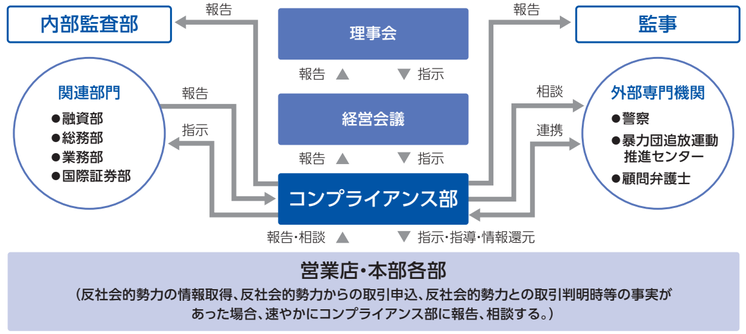
反社会的勢力への対応態勢図（2024年4月22日現在）